

ふるさと岡山応援寄附金 寄附申込書
〈おかやま元気コース（特定型）（返礼品なし）用〉

寄附申込日：令和 年 月 日

〈送付先〉	FAXの場合：086-224-2714 郵送の場合 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県総務部税務課あて
-------	---

●ご住所	(〒 —)
------	--------

●お名前	●ワンストップ申告特例申請書の送付を希望する ・ 希望しない (いずれかをご選択ください。)
●電話番号	

●寄附金のお支払方法
<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行の振込用紙（手数料はかかりません。） <input type="checkbox"/> 銀行口座への振込 ※クレジットカードによるお支払いは、 <u>インターネットによるお申し込み（5,000円以上）のみ</u> となります。

●寄附金の使い道と寄附金額（複数の事業へのご寄附も可能です。）	
事業名(応援する事業に○を付けて下さい。)	寄附金額
<input type="checkbox"/> 1 ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業 応援する県立学校がある場合 (学校名:)	円
<input type="checkbox"/> 2 日本一の岡山県立図書館サービス向上事業	円
合 計	円

上記事業への寄附については、岡山県からの特産品を贈呈しておりません。

●自由記入欄（ご意見、岡山県へのメッセージ等）

●寄附者名等の公表に（ 同意する ・ 同意しない ）
※公表に同意いただいた場合は、ホームページ等にお名前・住所（市町村名まで）・寄附金額を掲載させていただくことがあります。 公表が可能な場合は、公表可能な項目について、[] に○をしてください。 (公表する場合、お名前は必須事項とさせていただきます。)
<input type="checkbox"/> 住所（市町村名まで） <input type="checkbox"/> 寄附金額

個人情報のお取り扱いについて ●寄附金の使い道の報告以外の岡山県ふるさと納税情報のお知らせについて、ご記入いただいた住所あてに送付することに（ 同意する ・ 同意しない ）。
--

ふるさと岡山応援寄附金〈おかやま元気コース（特定型）（返礼品なし）〉のご案内

岡山県では、平成29年4月から、「おかやま元気コース（特定型）（返礼品なし）」を設け、ふるさと納税を活用して以下の2事業を実施します。このコースは、従来のふるさと納税と異なり、岡山県の特定の事業について、その趣旨に賛同する方に寄附をお願いするものです。

- ① ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業
- ② 日本一の岡山県立図書館サービス向上事業

【寄附の申込方法】

インターネットからお申し込みいただくか、裏面の寄附申込書を県庁あてにお送りください。

- インターネット <https://www.furusato-tax.jp/city/product/33000>
- FAX 086-224-2714
- 郵便 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 総務部税務課あて
- 電話 岡山県ふるさと納税専用フリーダイヤル（0120-601-388）
- Eメール furusato@pref.okayama.lg.jp あて

【寄附金の納付方法】

- ゆうちょ銀行の振込用紙（手数料はかかりません）
お申し込みの後、県から振込用紙をお送りします。
- 銀行口座への振込み（振込手数料をご負担いただきます）
お申し込みの後、県からふるさと納税の専用口座番号をお知らせします。
- クレジットカード（手数料はかかりません）※平成29年6月から開始
インターネットからのお申し込みになります。
寄附金額が5,000円未満の場合はご利用できません。
- 現金書留・持参
岡山県総務部税務課、岡山県東京事務所、岡山県大阪事務所、とっとりおかやま新橋館で受け付けます。

【寄附金控除の受け方】

- 県からお送りする「寄附金受領証明書」を添付して確定申告をする
寄附をした年の翌年2月16日から3月15日までに、寄附金受領証明書を添えて確定申告を行うことで、所得税と個人住民税の控除を受けることができます。
- ワンストップ特例制度を利用する
次の要件を満たす方は、県に「申告特例申請書」を提出すれば、確定申告をしないで税の控除を受けることができます。
 - ア 給与所得者で源泉徴収・年末調整がなされている。
 - イ 寄附以外に確定申告をする必要がない。（医療費控除等の申告をする必要がない。）
 - ウ 年間に寄附をした自治体の数が5以下である。

【ふるさと納税の仕組み】

ふるさと納税は、「税」と呼ばれていますが、実際には地方自治体への寄附金です。地方自治体に対して個人が寄附を行った場合、所得税法や地方税法に基づき、寄附金額の一部が、その個人が支払うべき税金の額から差し引かれます。（寄附金税額控除）

（例）Aさんが岡山県に3万円を寄附した場合

Aさん：給与収入700万円（所得税率10%）、住民税（所得割）293,500円
家族構成 Aさん、配偶者、子ども2人

①自己負担額 （寄附金控除対象外）	②所得税の控除	③住民税の控除	
A 2,000円	B 2,859円	C 2,800円	D 22,341円

確定申告を行うことによって、B+C+D（28,000円）が税金から差し引かれる（税額控除される）ことになります。

- ※ 寄附金額が2,000円以下の場合、寄附をした年の所得税・寄附翌年度の住民税が課税されない場合は、税額控除の対象となりません。
- ※ B+C+Dの控除額には上限があります。（住民税（所得割額）の概ね20%が目安）

このコースとは別に、「おかやま魅力コース（一般型）（返礼品あり）」もございますので、詳しくはふるさと岡山応援寄附金専用サイト（<http://www.pref.okayama.jp/page/380798.html>）をご覧ください。